

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【公開番号】特開2013-13942(P2013-13942A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2011-146184(P2011-146184)

【国際特許分類】

B 2 3 B 27/04 (2006.01)

B 2 3 B 27/22 (2006.01)

【F I】

B 2 3 B 27/04

B 2 3 B 27/22

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月12日(2014.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

上記クラッチドラム100の第1スナップリング溝105や第2スナップリング溝106に嵌入した切粉109は、第1スナップリング溝105及び第2スナップリング溝106の溝幅Wと一致乃至ほぼ一致した幅寸法を有することから、比較的強固に第1スナップリング溝105や第2スナップリング溝106に嵌り込まれた状態となり、その第1スナップリング溝105や第2スナップリング溝106に嵌り込んだ切粉109の目視によるチェック及び除去作業は極めて厄介でかつ作業者に多くの負担を掛ける。また、第1スナップリング溝105や第2スナップリング溝106に嵌り込んだ切粉109の除去に使用する際に工具等によって第1スナップリング溝105や第2スナップリング溝106及び内歯スライン103等に不用意に損傷を与えることが懸念される。